

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年2月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2400431号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2400024号

第1 結論

昭和57年7月から昭和58年3月までの請求期間並びに同年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年7月から昭和58年3月まで
② 昭和58年7月及び同年8月

大学を卒業後の昭和57年4月以降、国民年金に加入し、自身又は父親が国民年金保険料を納付したにも関わらず、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学卒業後、実家のあるA町(現在はB市)からC市に転居するまでの間に国民年金に加入したと思う旨陳述しているところ、請求者提出の年金手帳は国民年金の被保険者となった日が昭和57年4月1日(管轄社会保険事務所(当時)の押印あり)、A町からC市への住所変更日が同年6月17日と記載され、日本年金機構が保管する同町に係る国民年金手帳記号番号払出簿において国民年金手帳記号番号(*)が払い出されていることが確認できることから、請求者はA町から転出する同年6月頃に同町において国民年金の加入手続を行ったと考えられ、請求期間①及び②に係る保険料を納付することは可能である。

また、請求期間①は9か月、請求期間②は2か月といずれも短期間であり、いずれの請求期間前後の期間も国民年金保険料は納付済となっている上、請求者は請求期間以外に保険料の未納もないことから、請求者は請求期間①及び②に係る保険料を納付していたと考えることが自然である。

さらに、請求期間②より後の納付期間である昭和59年2月及び同年3月の期間について、オンライン記録によると平成21年1月14日付で保険料納付済期間に変更された履歴が確認できる上、国民年金被保険者期間の一部が未納期間となっている場合は特殊台帳が保存されることとなるが、請求者に係る特殊台帳が保存されていないことから、当時、請求者に係る行政機関の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。